

広島県教育委員会会議録

令和 3 年 8 月 1 1 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和3年8月11日（水） 13：00開会
15：59閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

教育次長	濱	本	清	孝
管理部長	小	川	元	史
学びの革新推進部長	富	永	六	郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津	島	伊	保
参	重	森	栄	理
理	榊	原	恒	雄
総務課長	江	原		透
秘書広報室長	糸	崎	誠	二
教職員課長	大	島		裕
施設課長	坂	光	秀	和
文化財課長	白	井	比	佐雄
義務教育指導課長	矢	原	豊	祥
高校教育指導課長	竹	志	幸	洋
特別支援教育課長	玉	木	昌	裕
生涯学習課長	桑	原	智	津子

教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第 1	会議録署名者について		1
日程第 2	第 1 号 議案	知事の専決処分に対する意見について	1
日程第 3	報 第 1 号	公印の押印範囲等の見直し及び県民からの押印の廃止に伴う関係規則等の整理について	3
日程第 4	報告・協議 1	公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について	4
日程第 5	報告・協議 4	令和 4 年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について	7
日程第 6	報告・協議 5	広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について	9
日程第 7	第 2 号 議案	令和 3 年度メイプル賞（第 1 回）の受賞者について	10
日程第 8	第 4 号 議案	広島県博物館協議会委員の任命について	11
日程第 9	第 5 号 議案	広島県地方産業教育審議会の補欠の委員の任命について	11
日程第10	報告・協議 2	令和 4 年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について	11
日程第11	報告・協議 3	令和 4 年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について	11
日程第12	第 3 号 議案	教職員人事について	11

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

今回の会議は、細川委員、菅田委員についてはオンラインでの参加になります。

なお、オンライン会議の特質上、通信状況が不安定になることも想定されるため、会議後に、採決内容を確認する書類、御提示してごきます教育委員会会議定例会と書いてあるA4の紙に御記名いただくこととしております。あらかじめ御了承ください。

オンラインでの会議のため、説明者も座ったままの説明となります。併せて御了承のほどお願いいたします。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、細川委員及び志々田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第2号議案は、表彰者の選考に関する案件、第3号議案、第4号議案及び第5号議案は個別の人事に関する案件、報告・協議2及び報告・協議3は、成案となる前の内部検討について報告を受けるものですから、審議は非公開が適当ではないかと思います。

平川教育長： ほかに御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第2号議案の令和3年度メイプル賞（第1回）の受賞者について、第3号議案の教職員人事について、第4号議案の広島県博物館協議会委員の任命について、第5号議案の広島県地方産業教育審議会の補欠の委員の任命について、報告・協議2の令和4年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、報告・協議3の令和4年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案、報告・協議2及び報告・協議3を公開しないで審議することといたします。

第1号議案 知事の専決処分に対する意見について

平川教育長： それでは、第1号議案、知事の専決処分に対する意見について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： それでは、第1号議案、知事の専決処分に対する意見につきまして御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、知事が専決処分をしようとする教育委員会関係の事案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条によりまして、知事から教育委員会に対しまして意見を求められておりますので、これに同意する旨の回答をすることにつきまして御提案を申し上げます。

今回の専決処分は、1に記載をしておりますとおり、車両の損傷事故により発生をいたしました損害賠償の額を定めるものでございます。

資料の4ページをお願いいたします。この車両損傷事故は、令和3年3月9日に広島特別支援学校におきまして、同校教諭が、生徒が座る車椅子に車椅子用テーブルを取り付けるため、テーブルを右肩から下げた状態で駐車中の生徒の保護者の車両と屋根付駐

車場の柱との間を通行していたところ、テーブルの角が車両左側のスライドドアに接触をし、接触箇所には損傷が生じたものでございます。

当該事故に係る損害額は、車両の修理に要する費用13万5,047円でございます。相手方に過失はないことから全額損害賠償額として決定をし、相手方と示談を行おうとするものでございます。

教育委員会の関係課が確認をいたしまして、内容に問題がないということから、同意することが適当であると考えてございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

菅田委員： 昨年か一昨年に福山の特別支援学校で似たような事案があった気がするのですが、どうなのでしょう。

江原総務課長： 御指摘のとおり、令和2年9月に特別支援学校におきまして、保護者の車両を損傷させた事案が発生してございます。令和3年2月に示談契約が成立した後に、同月の特別支援学校長会におきまして、各学校長に対して事案の発生状況について説明するとともに、教職員への注意喚起を図るように依頼をしたところでございます。

菅田委員： 注意喚起を再度徹底していただければと思います。

近藤委員： その接触のときの状況をもう少し詳しく教えてください。

江原総務課長： 本件の状況につきましては、同校の教諭が同校敷地内の屋根付駐車場におきまして、生徒の車椅子に車椅子用テーブルを取り付けるため車両付近を移動していた際に発生したものでございます。教諭は、駐車中の保護者の車両後方から生徒の車椅子用テーブルを取り出しまして、車両の左側前方に待機している生徒のところまで移動するため、テーブルを右肩から下げた状態で車両後方から車両左側前方までの直線上、保護者の車両と屋根付駐車場の柱との間を通行したものでございます。教諭は、車両と柱との間隔に注意をしながら通行しておりましたけれども、車両と柱との間を通行し終わる間際におきまして教諭が生徒に注意を移したところ、テーブル後方への注意が薄れてしまい、テーブル後方の角を車両に接触させたというものでございます。

近藤委員： そうすると、十分な距離などは見ながらやってはいたのだけれども、生徒の方に少し注意を移したときに起こってしまったということなのですね。防止策というか、今後気を付けること、教育委員会から要請するとしたらどういった注意事項が考えられるのか教えてください。

江原総務課長： 通常行っている行為でございますので、こうした事例が起きたことを広く学校に周知を図りまして注意を促すという形になろうかと思っております。そこを徹底してまいりたいと考えております。

細川委員： 私も近藤委員と同じ質問だったのですが、恐らく、菅田委員も言われましたが、同一の事案が発生するということは、今までも、結構ひやりとされることも日常的にあったのではないかと思います。こういう事故が発生しないよう注意しなさいと言うのは簡単ですが、別の方法を考えると、何か学校現場にいろいろと教えていただくようなことはないのでしょうか。

江原総務課長： この学校におきましては、当該教諭に対し、車椅子用のテーブルを持ち運ぶ際には、車両との間隔を十分に空けるなどの安全対策をしっかり講じるように管理職からも指導しました。また、同校においては、教育委員会からもそうですけれども、全職員に対しまして本件の発生状況等についての周知を図って、今後、一層の注意喚起を行ったという状況になってございます。

細川委員： ありがとうございます。恐らくどこの特別支援学校においても同様のことはされていると思うので、各校のやり方などを聞き取りになられて、そういうことを周知徹底していただくことで再発を防げるのではないかなと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

中村委員： うっかりというか、過失の事故だと思っておりますが、実際13万円ほどの損害が発生しているわけですよね。これは、その事故を起こした本人に対する処分といったようなものは何かあるのでしょうか。

江原総務課長： こういったケースにおきまして当該職員に求償できる場合といたしましては、国家賠償法上の故意又は重大な過失があった場合に限られます。いわゆる重過失の要件といたしましては、ほとんど故意に近い、著しい注意を欠いた状態にあった場合とされてございます。

本件につきましては、通常注意すべき部分の注意をもって作業はしていたという状況がありますのと、教諭が柱の外側に回り込んで移動しなかったことにつきましては、

これまでもそのような同様の行動で今までは事故がなかったということもありまして、故意に近い注意欠如があったと見做すことはできないということから故意又は重大な過失までは認められないということで、そういった求償等は行わないということにしております。

中村委員： 私もこれが重大な過失だとか故意だとかは思わないですし、求償させる案件とも思わないのですが、そうであっても、こういう事故を起こした職員に対する、懲戒処分ではないと思いますけれども、指導や注意といった処分のようなもの全く何もないということなのでしょうか。

江原総務課長： このケースにおきましては、処分等は考えてございません。そこについては、しっかりとした注意喚起をしまして、再発防止に努めることを指導したという状況でございます。

中村委員： いわゆる懲戒処分にならなくても、嚴重注意とか始末書とかありますよね。そういったものの対象にもならないということでしょうか。

江原総務課長： 顛末書の提出はしておりますけれども、そういった処分の対象にはならないと解しております。

中村委員： ルールが決まっていると思うのでその範囲でやればよいと思うのですが、やはり抑止力ではないですけれども、何らかのペナルティ的なものが全くなしということではないのかなと思います。

江原総務課長： 御指摘ありがとうございます。こういったことが二度と起こらないように、しっかりと注意喚起してまいりたいと考えております。

中村委員： よろしくお祈りいたします。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

報 第 1 号 公印の押印範囲等の見直し及び県民からの押印の廃止に伴う関係規則等の整理について

平川教育長： 続きまして、報第1号、公印の押印範囲等の見直し及び県民からの押印の廃止に伴う関係規則等の整理について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： 報第1号によりまして、公印の押印範囲等の見直し及び県民からの押印廃止に伴う関係規則等の改正につきまして御説明を申し上げます。

政府において、デジタル社会の実現に向けた改革を進めていること及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、対面規制を撤廃することが有効であることに鑑みまして、本県でも行政手続のデジタル化に向けた取組を推進することとさせていただきます。これに伴い、令和3年8月1日から、県民の皆様が教育委員会に提出する申請書類等につきまして、国の法令で押印が義務づけられている場合及び印鑑証明つきの実印等を求める場合を除きまして、県民からの押印を求めないこととしたところでございます。

また、公印押印事務の効率化を図るため、教育委員会が施行する文書について、令和3年8月1日から公印の押印範囲を「原則押印」から「押印対象を限定したもの」に見直すとともに、一部の公印を廃止することとしたところでございます。

このため、令和3年8月1日までに、県民からの押印廃止等を内容とする教育委員会規則等の改正を行う必要があり、教育委員会会議を招集する暇がないと認められましたことから、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理をし、7月27日付けで関係規則等の改正を行い、7月30日付けで公布、8月1日付けで施行したことから、御報告をして承認をお願いするものでございます。御承認

のほどよろしくお願ひいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願ひいたします。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり承認されました。

報告・協議 1 公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について、坂光施設課長、説明をお願ひいたします。

坂光施設課長： それでは、報告・協議 1、公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について御説明申し上げます。

公立学校施設の耐震改修状況につきましては、毎年、文部科学省においてフォローアップ調査が行われており、「1 要旨」にございますように、この度、本年 4 月 1 日現在の調査結果が先般 8 月 6 日に公表されたことを受け、本県の状況を取りまとめたものでございます。

まず、資料の 2 の (1) の非木造建物の校舎などの構造体の耐震化でございます。表の 1 段目の公立小・中学校の C 列の校舎などの耐震化率は 98.9% と、前年度の D 列の 98.4% から 0.5 ポイント上昇したところでございますが、全国平均の 99.6% を 0.7 ポイント下回っており、全国順位は 39 位となっております。

小・中学校以外の施設といたしましては、表の 3 段目以降の公立幼稚園につきましては 82.1% で、全国で最下位の耐震化率となっております。また、公立高等学校と特別支援学校につきましては 100% 完了となっております。

続きまして、2 ページを御覧ください。(2) の市町ごとの公立小・中学校の耐震化率でございます。公立小・中学校におきましては、今回新たに広島市が耐震化を完了し、校舎などの構造体の耐震化が完了しているのは、上から順に大崎上島町から広島市までの 18 市町となり、その結果、耐震化が未完了の市町は、表の下ほど、呉市以下、尾道市、福山市、江田島市、安芸太田町の 5 市町という状況にあります。

続きまして、3 ページを御覧ください。(3) の公立小・中学校の耐震化が未完了の市町の状況について具体的にお示しをしております。なお、この表の 2 列目と 3 列目ですが、この調査時点の令和 3 年 4 月 1 日現在の耐震性がない棟数と耐震化率を括弧書きで示し、その上に令和 4 年 4 月 1 日時点の見込みについてお示しをしております。

設置者ごとの方針でございますが、まず福山市につきましては、7 校 8 棟の校舎、屋内運動場については、改築・改修・学校再編事業により令和 3 年度末までに耐震化を完了させる予定で、残る 3 校 6 棟のうち、1 校 1 棟は改築により令和 5 年度末までに完了予定、2 校 5 棟は学校再編事業により令和 4 年度末に未使用化する予定とのことでございます。

次に、呉市につきましては、1 校 1 棟については令和 3 年度末までに耐震化を完了させる予定で、残る 3 校 4 棟については令和 3 年度中に統合方針を決定する予定であり、現地建て替えによる耐震化の可能性も含め検討し、令和 6 年度末までの完了を目指すとのことでございます。

次に、尾道市につきましては、1 校 3 棟について、保護者や関係者と協議を進め、令和 3 年度 2 学期から仮設校舎へ全面移転し、現在の校舎は未使用化することにより耐震化完了を目指すこととされております。

次に、安芸太田町の 1 校 2 棟、江田島市の 1 校 1 棟につきましては、いずれも統合対象校の建物であり、未使用化することにより令和 3 年度までの耐震化完了を目指すこと

とされております。

続いて、4ページを御覧ください。「3 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策」でございますが、これは、屋内運動場等の構造体に設置しております吊り天井、照明器具及びバスケットゴールに係る落下防止対策の状況でございます。

表の1段目の公立の小・中学校の左から2列目、吊り天井を有する建物11棟のうち、落下防止対策を実施済みの建物は6棟となっております。また、その二つ右の欄の吊り天井を有していない建物741棟につきましては、対策を実施済みの建物は633棟となっております。残りの108棟については対策の実施が必要な状況でございます。

次に、「4 屋内運動場等の吊り天井等以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策」でございます。これは、校舎などの構造体に設置しております天井や照明器具、窓、ガラス、外壁、内壁などについて耐震性の点検と耐震対策の実施状況でございますが、まず、表の1段目の公立の小・中学校692校のうち、耐震点検を実施済みの学校は692校で100%であり、点検の結果、耐震対策が不要あるいは耐震対策が必要であったが対策を実施済みの学校は375校で全体の54.2%という状況で、残り317棟について対策が必要となっております。

続いて、5ページを御覧ください。「5 市町に対する働きかけ」についてでございます。(1)にございますように、県教育委員会では、これまでも特に校舎などの構造体の耐震化が完了していない市町に対し、かさ上げされた国庫補助金などの積極的な活用を促すなど、早期の耐震化完了を働きかけてきたところでございますが、今後も、(2)にございますように、国庫補助金などを活用した計画の着実な実施と可能な限り早期の耐震化完了について、それぞれの市町の実情を踏まえながら個別に丁寧な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いたします。

菅田委員： これは自治体によって少し違うのかもしれませんが、未使用化する予定の校舎等は取壊し予定なのか、それとも例えば地域の人の集会所とか、あと第三者が目的に利用するとか、地域の活性化のために利用予定なのかとか、今後の予定というのは県の方に報告が上がってきているのでしょうか。それとも自治体にお任せになっているのでしょうか。

坂光施設課長： 未使用化する予定の市町でございますが、例えば尾道市ですと、今年度2学期から仮校舎に移転をすることになっておりますが、残りの校舎につきましては現在まだ関係者と協議中でございます。再編・統合の関係でいきますと、地元地域と調整しているところが現状だと伺っております。

菅田委員： 福山市の場合だと内海小学校があると思うのですがけれども、この辺りは何か具体的に決まっているのでしょうか。地元なので気になりまして。

坂光施設課長： 申し訳ありませんが具体的には今伺っておりません。また確認して報告させていただきます。

中村委員： 公立学校の施設の耐震改修状況については、ここ数年、御報告していただいて、耐震改修率は上がってきていると思います。とは言いながら、まだ35棟、小中、幼稚園で残っていて、率で言えば全国でも低いということですよ。文科省の先般の発表資料を見ても、小・中学校の耐震性がない建物の残棟数が多い都道府県、耐震化率が下位の都道府県、耐震化率が下位の市町村に広島県や市町が具体的に出たりして、これを見ると不安になる保護者もいらっしゃるのではないかなと思います。引き続き市町に働きかけていただくということしかないと思うのですが、ここに耐震性がないという記載があり、文部科学省の資料を見ると、耐震性がないという建物の中にI s値が0.3以上と未満とか分かれて書かれています。つまり、耐震性がないと言いながら全くないわけではなくて、低いという言い方ができるものもこの中に含まれているのか、そうであれば多少安心感も変わってくるような気もするのですが、その辺りがもし分かれば教えていただきたいと思っております。

坂光施設課長： I s値でございますが、I s値が0.3を下回ると、大規模な地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が高いとされております。0.3から0.6までの間が大規模な地震に対して倒壊又は崩壊する危険性があるということで、0.6未満の建物について耐震性を補強するというところでございます。

中村委員： ですから、実際ここに耐震性がないと書いてあるけれども、全くないわけではなくて、低いという範疇のものも含まれているという理解でいいのですか。

坂光施設課長： 崩壊する危険性があるということで、低いと考えております。

中村委員： 分かりました。その辺りの情報は公開はしていないということなのですね。

坂光施設課長： 公表につきましては、ホームページで公表することとなっておりますが、全ての数値が入っているかというところと、入っているところとないところがある状況でございます。

中村委員： 具体的なことは分かりませんが、まだすぐに全てが耐震化できるわけではないという予定になっているわけですから、もし安心感につながるのであれば検討していただければと思います。

平川教育長： 施設課長、先ほどの福山の件をお答えください。

坂光施設課長： 先ほどの内海町の件ですが、福山市からは今後の予定は未定だと伺っております。

菅田委員： ありがとうございます。もう1点よろしいでしょうか。例えば、呉市の耐震化完了予定年度が令和6年度になっていますが、これは当初からですか、それともやはり豪雨とかで計画が遅れたとかということがあったのでしょうか。

坂光施設課長： 呉市につきましては学校数が多く、事業の平準化を図る必要があったこと、それと統廃合方針の決定が遅れているということが原因だと伺っております。

菅田委員： 豪雨は関係ないということですね。

坂光施設課長： 市の統廃合の方針の決定が遅れているということが主な原因だと伺っております。

平川教育長： 元々の耐震化完了予定年度がこの年度だったのかという御質問ですよね。

施設課長、もう一度お願いします。

坂光施設課長： 申し訳ありません。呉市は、当初は令和4年度に完了する予定でございましたが、統廃合の調整が遅れたことによりまして、現在、令和6年度までの完了を目指すという状況であると伺っております。

細川委員： 3ページの(3)で、耐震化が未完了の設置者の方針が書かれていますので今後のスケジュールについては分かるのですが、予算の関係やいろいろな事情でこういう方針になっていってしまうと思うのですが、広島県も最近地震がよく起きたりしますし、日本はどこで大地震が起きるか分からないという状況ですよね。県は、この5市町で災害が起きたときにどういうふうに対応するかというのは把握されていますか。

坂光施設課長： 災害時の対応、地震に限らず土砂災害等もございますが、各学校につきましては、避難確保計画の作成や避難訓練を実施し、それぞれで防災教育の充実を図っているところでございます。

細川委員： ありがとうございます。今後も災害の発生はもちろん考えられますけれども、ここでの話は耐震化のことでありましたが、豪雨は、最近機械が発達して、ある程度大雨がいつ頃降ってくるというのが予測できるのですよね。ところが、地震はある日突然ですよね。そういう意味で、しっかり訓練していただけないのですけれども、この設置者の方針を待たなければならないことが起こるかもしれませんので、その辺りのところについて、県としてしっかり市町と連携し、特に耐震化ができていないところの学校については、児童生徒、保護者、教職員、皆それぞれ心配を抱えているわけですから、是非ともその把握はしていただければと思います。

坂光施設課長： 県教育委員会といたしましては、児童生徒の安全・安心を守るための最優先課題の一つとして、一刻も早く耐震化を完了させていただきよう強く働きかけていきたいと考えております。

中村委員： 今のやり取りを聞いていて思い出したのですが、耐震化がすぐに完了しない建物がある中で、地震も震源の近さによって当然差があるわけですが、例えば震度4以上の地震を何十秒か前に、あるいは1分前に教えてくれるシステムがありますよね。例えば耐震化が完了していない学校にはそういったものを取り入れるということも、もし考えられていなければ少し考えてみられたらどうかと思います。私の会社でも、耐震性とは違うのですが、高いところに置いてある重たい商品がどうしてもありまして、それが落ちてくると命に関わるという現場にはそれを導入しています。訓練で、30秒前だったら30秒の間にどう避難するかということをやっておりますので、そういうことも考えられてはどうかと思います。

坂光施設課長： ありがとうございます。そういったこともしっかり考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

志々田委員： 今日の資料で、どちらかというところのお金の問題ではなくて、統廃合の議論がうまく収束できていないという状況の中で、この耐震化が遅れているということを理解したところでは、もちろん、自分の街の学校がどうなるのかとか、どこの学校と統廃合されるのかとか、どういう建物が次にできるのかということも大事な点だと思うのですが、現時点で子供たちの命が危険に晒されているということを見ると、延ばしている場合ではな

いということ、いま一度県からしっかりと市町にお伝えいただければなと思っています。ここ数年ずっと御報告をいただいている、難しい問題があるのだろうと思いますけれども、今一度、注意喚起をお願いできればと思います。

もう一つ、幼稚園なのですけれども、公立の幼稚園が10棟ほど建物として耐震化ができていないということなのですが、小・中学校については市町村を書きとらせているのですが幼稚園はないので、どこなのか教えてください。

坂光施設課長： 公立幼稚園の状況につきましては、まず、福山市が8棟、尾道市が1棟、東広島市が1棟の合計10棟が残っております。福山市につきましては、非常災害時の避難場所となる小・中学校の耐震化を優先したことによって今残っている状況だと伺っております。尾道市につきましては、就学前保育施設再編計画の進捗状況を勘案しながら検討しているという状況でございます。東広島市につきましては、土地区画整理事業に合わせて、これはもう廃園とする予定だと伺っております。

志々田委員： ありがとうございます。これも先ほど申し上げたとおりで、それぞれの事情は分かりますけれども、大丈夫なのかということをもう一度お伝えいただければと思います。

坂光施設課長： 一日も早く耐震化が完了するよう、引き続き強く働きかけてまいりたいと思っております。

近藤委員： 資料4ページの「3 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策」のところなのですが、落下防止対策が実施済みになっているのがだんだん増えてきていて、進捗の様子が分かるのですけれども、小・中学校のところで、吊り天井を有するのが11棟で実施済みが6棟、残っているのが5棟という計算になるのだと思います。吊り天井を有していない学校においても741棟のうち633棟は対策済みだけれども、残りの100棟ほどについてはまだ対策が済んでないということだと思うのですけれども、ここは進んでいる感じなのか、この状態が停滞して長いのか、進まない要因はどの辺りにあるのかということをお教えください。

坂光施設課長： 進捗状況ですが、構造物と比べますと進んでいない状況でございます。まずは建物の耐震を優先するというので、建物を優先的にやられているという状況でございます。吊り天井を有していない棟につきましては108棟残っているのですが、こちらについては、バスケットゴール等の落下防止対策ということが残っているような状況でございます。いずれにしても、建物の耐震化の方がおおむね進んできましたので、次はこちらの方をしっかりと対策するように働きかけていきたいと考えております。

近藤委員： お願いします。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議4 令和4年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について

平川教育長： 続きまして、報告・協議4、令和4年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容につきまして、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： 報告・協議4によりまして、令和4年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について御報告いたします。

今回御報告いたします内容は、令和4年度入学者選抜において、高等学校の校長の裁量で実施する内容を取りまとめたものでございます。

資料の1ページ目を御覧ください。まず、選抜（I）につきましては、実施校数及び学科・コース数は昨年度から3校11学科の減となり、84校142学科・コースとなっております。これは、安芸高等学校及び呉昭和高等学校が募集停止となること、三次高等学校が併設型高等学校入学者選抜を実施すること、並びに広島商業高等学校、呉商業高等学校、尾道商業高等学校及び福山商業高等学校の4校が学科改編により単一学科となることによるものでございます。

次に、選抜方法につきましては、全ての高等学校が共通して実施する面接に加えて、各高等学校、課程、学科・コースの特色に応じて、学力検査以外の独自の選抜方法を実施することができることとしており、作文、小論文、実技検査等を実施することとなつ

ております。

次に、選抜（Ⅱ）について説明いたします。

選抜（Ⅱ）につきましても、実施校数及び学科・コース数は3校11学科の減となり、97校159学科・コースとなっております。選抜方法につきましては、全ての高等学校が共通して実施する一般学力検査に加えて、各高等学校、課程、学科・コースの特色に応じて、傾斜配点、全員面接、実技検査、自校作成問題による学力検査、一般学力検査と調査書の割合の変更を実施することができることとしております。このことにつきましては、昨年度から幾つかの変更点がございまして、いずれも高等学校の校長が、学校、学科・コースの特色や教育目標、求める生徒像に照らし、自校の入学選抜の在り方について十分検討を重ね、設定したものでございます。

各高等学校の入学選抜の実施内容につきましては、資料の2ページから4ページにかけて掲載させていただいております。また、資料5ページ以降には、選抜（Ⅰ）における学校独自の推薦基準を掲載しております。なお、選抜（Ⅱ）において、受検者全員面接又は実技検査を実施する学校は、それらの配点及び評価項目を各学校が作成する選抜実施要項において公表することとしております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 選抜（Ⅰ）についてお聞きしたいのですが、令和3年度から3校11学科減になったというお話があったかと思うのですが、小論文を採用する学校が令和3年度で120学科・コースだったのが104学科・コースにかなり減っていて、それは3校11学科減の影響が大きいのかどうかを教えてください。

竹志高校教育指導課長： まずは、先ほど御説明いたしました学科改編でありますとか募集停止等で実施をしなくなる学校、この減はもちろんです。それに加えまして、数校、作文から小論文に変える、逆の小論文から作文に変えるという学校がありまして、若干その出入りがあるという数字になっております。小論文も、ただお題に沿って書くだけではなく、一定のテーマを与えて、子供たちがデータからいろいろな情報を読み取り、自分の考えをしっかりと加味して思いを論じる形で書いたりします。今、学びの変革ということを進めておりますけれども、その成果がどれだけ子供たちに身に付いているかということを見るために、小論文を使う学校が多くなっていると認識しております。

近藤委員： 小論文がいいと思うのだけれども、でも採用する学校も減って、全体としては小論文が一番多いけれども、減ってもきているということになるのですかね。

竹志高校教育指導課長： おっしゃるとおりで、今言ったように、子供たちに求めている力は本当にかなり高い次元でありますけれども、小論文については多くの子供たちが書けるようにテーマをいろいろ工夫して、子供たちの力を見る工夫もしているということも聞き取っております。

近藤委員： 作文、小論文、実技、その他をしない学校、つまり面接だけの学校というものもあるのですか。

竹志高校教育指導課長： 学校の実情に合わせて、そういう学校もあるというようになっています。

近藤委員： どうやって生徒たちが考えていることを理解していくのがいいのかなと思うのですが、面接だけでその辺りを審査していく学校があるということですね。今後、入学選抜の制度が変わってきますが、それとの関係で変化があったというところは特にはないでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 新しい入試制度ということで、各学校がいろいろ工夫をして考えております。その関係で言いますと、今、中央教育審議会からもスクールポリシーということで、三つしっかりしたポリシーを作らしようということが出ております。アドミッションポリシーのところ、入学者の受入れということで、どういう力を持った生徒が入ってくるのか、その入った子に対してどういうカリキュラムを行い、最終的にはどういう力を付けるのか、その三位一体でどういう学校の特徴を作っていくかということ今研究しております。そのような中で、実際に自分の学校の特色を生かしていくためにどういう力を見るかということは、今、各学校の中で検討している状況にあります。

中村委員： 御説明ありがとうございます。この次の年、令和5年度の入試からは抜本的に制度が変わるわけですね。その際には、今御説明のあったスクールポリシーとかアドミッションポリシー、各学校の特色を十分生かした入試をやっていくということが求められているわけですが、その前年の入試の内容の御説明だと、数字は学校数、学科数が少し減ったりしておりますが、例えば選抜Ⅱの傾斜配点とか受検者全員面接といった数もあまり変わっていない、つまり全体として去年とあまり変わっていないようにも見受けられ

ます。今年の令和4年度の入試では、まだ入試制度としては変わらないけれども、各学校ではいろいろと考えているということですのでよろしいのですよね。

竹志高校教育指導課長： おっしゃるとおりで、形的には変わっているように見えませんが、先ほども少しお話しました作文の具体的な内容や小論文のテーマ、あと、面接するときもどういった内容を聞くかということは、各学校で入試委員会等において検討していくこととなりますので、そういったところで令和5年度からの対応、もっと言えば、今から来る生徒をどういう形で入学させていくかという基準づくりが進められているというように認識しております。

中村委員： 入試制度改革を実のある内容にするために、是非しっかり引き続き準備をよろしくお願いします。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議5 広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について

平川教育長： 続きまして、報告・協議5、広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について、桑原生涯学習課長、説明をお願いいたします。

桑原生涯学習課長： 広島県生涯学習審議会の委員の任期が令和3年8月11日をもって満了するため、次期委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

初めに、資料の説明をいたします。1ページ目が、この度報告をさせていただきます広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針でございます。2ページ目は、現行の基本方針の選考基準と、この度との変更点が分かるようにお示しした資料でございます。最後、3ページには、現在の委員名簿を添付しております。

資料1ページを御覧ください。根拠規定、設置目的及び任務などは、5月定例会において御説明いたしました内容と変更はありませんが、改めて説明させていただきます。

広島県生涯学習審議会の委員は、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律及び広島県生涯学習審議会条例の規定に基づいて置かれている附属機関です。審議会の任務は、設置目的及び任務欄にありますとおり、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について、教育委員会又は知事の諮問に応じ調査審議するとともに、必要な事項について意見を述べることとなっております。

委員の定数については20人以内となっております。資料にありますとおり現在は20人となっております。また、社会教育法の規定により、社会教育に関する事項を調査審議する会議を設置する必要があることから、本審議会に委員の定数を15人以内とする社会教育分科会を置くこととしております。

一番下の選考基準の欄を御覧ください。委員の選考に当たりましては、生涯学習に関し広く、かつ高い識見を有する者のうち、1から3に掲げる基準によって選考することとしたいと考えております。今回改正をいたしました基準の3につきましては、広島県教育委員会が定める非常勤の特別職等の任免に係る事務取扱要領の一部改正に伴い、文言を整理したものでございます。

基準の2につきましては、5月の定例会において委員の皆様からいただきました意見を踏まえ検討を行い、現行どおりとしております。この委員の選任に当たっては、個人の識見に基づき選任する場合と、本審議会の審議内容に欠かせない役割を持つ団体から、その団体を代表し意見を述べていただく者として推薦をいただいた者を選任する場合がございます。団体から推薦される者については、基準に抵触する者が推薦される場合も想定されることから、5月の定例会において御説明をした際には、基準の2にただし書を設け、団体からの推薦があった者についてはこの基準によらないことができることとしておりましたが、委員から、団体からの推薦に関しては全て無条件で受け入れるといった誤解を与えかねないという御意見をいただきました。誤解を与えるような文言を選考基準に明記することは適当でないと考えましたので、これまでどおり、ただし書を加えないこととしております。

また、年齢要件につきましては、本審議会の審議内容である生涯学習は幅広い年齢層

を対象とするものであり、これから平均年齢も上がっていくことを考慮すれば、年齢要件を見直すなど、この審議会の特性に合わせた選考基準にしていくことがよいとの御意見をいただきました。そのため、上限年齢を引き上げるなどの検討を行ってまいりましたが、国の中央教育審議会生涯学習分科会や知事部局における審議会の選任基準におきましても同じ年齢要件で運用されていることから、年齢要件は原則とし現行どおりといたしました。

なお、期数や年齢など選考基準に抵触する委員を選任する場合は、教育委員会会議において例外的な取扱いとし、具体的な選考理由を付した上で提案することとしております。

また、この審議会につきましては、現在、年2回程度開催しており、テーマをその都度設定し審議を行ってまいりましたが、今回選任する委員の任期である11期から、委員の選任を行う前の段階でその期のテーマを設定し、そのテーマに応じた委員を選任することにより、審議をより深め、活性化につなげていきたいと考えております。今後、テーマ設定及び人選につきましては、関係各所に御意見をいただきながら進めてまいり、審議会委員の候補の提案をさせていただく予定としております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願ひいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございます。整理していただいて、適切な基準になっているのではないかと思います。

生涯学習というのは多種多様なあらゆる方たちの関係する学習機会になりますので、どんなテーマになるのかというのがなかなか分かりづらいところがあると思います。ですので、先にしっかりとテーマを決めて、生涯学習の中で今年度はこの部分をより強化していきたいからこういう感じにするので、こういう人を送ってほしいというようにして、その団体の中で最も適切な人を御推薦くださいというような形で呼びかければより選任しやすくなると思いますので、ただ送ってほしいというだけではないお問合せの仕方をしていただければと思います。

桑原生涯学習課長： ありがとうございます。今、志々田委員から御助言いただきましたことを踏まえて、テーマを定めて、何を見直していただくかということをしっかり相手に伝えながら適切な方を御推薦いただくようお願いしたいと考えております。

菅田委員： これでいいと思うのですがけれども、少しこだわりがあるのが年齢のところでした、初任は70歳を超えなくても69歳とかだったら、再任においては4期でもう75歳を超えるわけですね、それはどうなのかなど。国とか知事部局がとか言われますけれども、日本一の教育県を目指す広島県としては、先陣を切って改革するという気概も必要かなと思いますので、今後そういう観点でいろいろな規則を見直していただくようになればと思います。

桑原生涯学習課長： 委員の皆様から前回もそういった御意見をいただいておりますので、重く受け止めて、関係課にも働きかけて検討してまいりたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(14:10)

【非公開審議】

第2号議案 令和3年度メイプル賞(第1回)の受賞者について

令和3年度メイプル賞(第1回)の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第4号議案 広島県博物館協議会委員の任命について

広島県博物館協議会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第5号議案 広島県地方産業教育審議会の補欠の委員の任命について

広島県地方産業教育審議会の補欠の委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

報告・協議2 令和4年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

令和4年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について協議した。

報告・協議3 令和4年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について

令和4年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について協議した。

第3号議案－1 教職員人事について

小学校教諭の原動機付自転車の酒気帯び運転の疑いに係る人事措置（停職 6月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案－2 教職員人事について

県立学校寄宿舎職員のセクハラ行為に係る人事措置（停職 3月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案－3 教職員人事について

県立学校教頭の職員の時間外在校等時間の書き換えに係る人事措置（減給10分の1）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案－3 教職員人事について

所属職員が行った時間外在校等時間の書き換えに係る県立学校校長への人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(15:59)